⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
鋼管桁（φ1,200㎜）約365ｔ
鋼管杭（φ900㎜～φ1,500㎜）118本
コンクリート　約959㎥
鉄筋　約98ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時までに大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　特定ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、かつ「土木工事業」において1,200点以上であること。特定ＪＶの構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、かつ「土木工事業」において1,100点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　次に掲げる施工実績を有すること。
１）単体にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の①及び②の要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
【同種工事】
①　24ｔ以上／基の鋼橋上部を製作・海上で据付した施工実績
②　φ1,200㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績
※同一工事の必要はない
２）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の③の要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
【同種工事】
③　24ｔ以上／基の鋼橋上部を製作した実績
３）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）なお、当該実績が平成13年４月１日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
【同種工事】
④　24ｔ以上／基の鋼橋上部を海上で据付した施工実績
⑤　φ1,200㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績
４）特定ＪＶの全構成員で、2⑺【同種工事】③、④及び⑤の全ての実績を満たすこと。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。
ａ）単体にあっては2⑺１）に掲げる【同種工事】の①及び②の経験を有する者であること。
※同一工事の必要はない
ｂ）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあっては、2⑺２）に掲げる【同種工事】の③の要件を満たす経験を有する者であること。
ｃ）特定ＪＶの構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあっては、2⑺３）に掲げる【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす経験を有する者であること。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。